

消費者契約法の運用状況に関する検討会・運営要領

1. 座長は、委員の互選により決定し、検討会の進行を務める。
2. 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 検討会の撮影及び中継は不可とする（会議の冒頭等において、全体の風景を撮影する場合を除く。）。
5. 検討会での配布資料は、原則として、検討会終了後すみやかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公表しないことができる。
6. 検討会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特別の理由があると座長が認めた場合は、議事録に代えて議事要旨を公表することとし、又は議事録の全部または一部を公表しないことができる。
7. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を検討会に参加させることができる。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。
9. 検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

以上